

議案第24号 説明資料

幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例 (平成25年 3月22日 条例第16号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>○幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例 (平成25年 3月22日 条例第16号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>2～7 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>第8条及び第9条 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり<u>3人以下</u>とする。</p>	<p>2～7 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防省令」という。）の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの</u>でなければならない。</p> <p>第8条及び第9条 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。</u>）においては施設ごとに1日当たり<u>3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>2 略</p> <p>第11条～第22条 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第23条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第24条～第44条 略</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p><u>施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第11条～第22条 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第23条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、<u>予防省令の規定により別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>第24条～第44条 略</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>

現 行 条 例			改 正 条 例		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
略			略		
7～10 略			7～10 略		
11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。			11 前項の介護支援専門員は、 <u>予防省令の規定により別に</u> 厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。		
12及び13 略			12及び13 略		
(管理者)			(管理者)		
第46条 略			第46条 略		
2 略			2 略		
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。			3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、 <u>予防省令の規定により別に</u> 厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。		

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>第48条～第52条 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第54条～第60条 略</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第61条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病</p>	<p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、<u>予防省令の規定により別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>第48条～第52条 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、<u>予防省令の規定により別に</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第54条～第60条 略</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第61条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>第62条～第71条 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第72条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>7～10 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第73条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を</p>	<p><u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>第62条～第71条 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第72条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の計画作成担当者は、<u>予防省令の規定により別に厚生労働大臣が定める</u>研修を修了している者でなければならない。</p> <p>7～10 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第73条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>予防省令の規定により別に厚生労働大臣が定める</u>研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サー</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>ビスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>予防省令の規定により別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p>
<p>第75条～第78条 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p>	<p>第75条～第78条 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p>
<p>第79条 略</p>	<p>第79条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
	<p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p>
<p>第80条～第83条 略</p> <p>(協力医療機関等)</p>	<p>第80条～第83条 略</p> <p>(協力医療機関等)</p>
<p>第84条 略</p>	<p>第84条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施</p>	<p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>第85条～第91条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第7条第2項及び第11条第2項の規定の適用については、第7条第2項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第11条第2項中「者であって、第7条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。</p> <p>3 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、<u>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防省令」という。）の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第75条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。</p> <p>4 略</p>	<p>設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>第85条～第91条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第7条第2項及び第11条第2項の規定の適用については、第7条第2項中「者であって、<u>予防省令の規定により別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの</u>」とあるのは「者」と、第11条第2項中「者であって、第7条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。</p> <p>3 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、<u>予防省令の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第75条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。</u></p> <p>4 略</p>